一般財団法人ふくしま建築住宅センター
確認検査業務約款

（総則）

第１条　建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、引受承諾書及び引受証（以下「引受承諾書等」という。）を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人ふくしま建築住宅センター確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

２　第８条及び第９条の場合を除き、この契約は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号のいずれかに該当したときに終了する。

（１）　確認業務　確認済証、適合しない旨の通知書若しくは適合するかどうかを決定できない旨の通知書（期限の記載がないものに限る。）が交付されたとき、又は当該業務に係る引受承諾書の交付日から６カ月（第４条第３項の規定により当初期日を定めた場合にあっては当該当初期日から５カ月）が経過したとき

（２）　中間検査業務　中間検査合格証若しくは中間検査合格証を交付できない旨の通知書（期限の記載がないものに限る。）が交付されたとき、又は当該業務に係る引受証の交付日から３カ月が経過したとき

（３）　完了検査業務　検査済証若しくは検査済証を交付できない旨の通知書（期限の記載がないものに限る。）が交付されたとき、又は当該業務に係る引受証の交付日から３カ月が経過したとき

（４）　仮使用認定業務　仮使用認定通知書若しくは基準告示第１に定める基準に適合しないと認める旨の通知書が交付されたとき、又は当該業務に係る引受承諾書の交付日から３カ月が経過したとき

３　前項各号において、引受承諾書等の交付日から一定期間が経過して契約が終了した場合は、申請の取下げがあったものとする。

（甲の責務）

第２条　甲は、乙への申請書及び添付図書について事実に相違ないことを記載しなければならない。

２　甲は、乙の請求があるときは、乙の確認検査（規程第１条に定める確認検査のことをいう。）の業務（以下「業務」という。）の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書等に定められた業務の対象の建築物、建築設備又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

３　甲は、別に定める「一般財団法人ふくしま建築住宅センター確認検査手数料規程」に基づき算定され引受承諾書等に定められた額の手数料（以下「手数料」という。）を、第５条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

４　甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査又は調査を行うことができるよう協力しなければならない。

５　甲は、乙の業務において、対象建築物等の計画又は工事に関し乙がなした不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正又は追加説明書の提出等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期間内にこれを行わなければならない。

（乙の責務）

第３条　乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書等に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

２　乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

第４条　乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（以下「当初期日」という。）とする。業務期日の算定では規程第20条第２項に定める休日を算入しない（第３号の完了検査の場合を除く。）。第２条第５項の指摘として補正又は追加説明書の提出を求める通知書、適合するかどうかを決定できない旨の通知書、中間検査合格証を交付できない旨の通知書又は検査済証を交付できない旨の通知書（いずれの通知書も期限の記載があるものに限る。）が交付された場合の業務期日は、当該通知書が交付された日の翌日から当初期日までの日数を、必要な措置が完了（通知書に記載された補正等が完了すること、又は決定若しくは交付できない理由が解消されることをいう。）した日に加えた日とする。

（1） 確認業務（法第18条第４項の計画の通知の審査を含む。）

イ 法第６条第１項第１号及び第２号に係る建築物（次のロを除く。）

引き受けた日から35日を経過する日又は法第93条第１項に規定する消防長等の同意（以下「消防同意」という。）の日から５日を経過する日のいずれか遅い日とする。ただし、建築物の計画が法第６条の３第１項に基づき構造計算適合性判定を求められる場合は25日の範囲内において延長することができる。

ロ 法第６条第１項第２号に係る建築物（木造で階数が２以下かつ延べ面積が300㎡以下のもの（構造計算書の添付を要する場合を除く。））

引き受けた日から35日を経過する日又は消防同意の日から５日を経過する日のいずれか遅い日とする。

ハ 法第６条第１項第３号に係る建築物

引き受けた日から15日（構造計算書の添付を要する場合は35日）を経過する日又は消防同意の日から５日を経過する日のいずれか遅い日とする。

二 法第87条の４の政令で指定する昇降機その他の建築設備

引き受けた日から35日を経過する日とする。ただし、これらが建築物の確認申請に含まれる場合は、イからハに定めるところによる。

ホ 法第88条第１項の政令で指定する工作物（同項の昇降機等を除く。）

引き受けた日から35日を経過する日とする。

ヘ 法第88条第１項の政令で指定する工作物（同項の昇降機等に限る。）

引き受けた日から35日を経過した日とする。

ト 法第88条第２項の政令で指定する工作物

引き受けた日から35日を経過する日とする。

（2） 中間検査業務（法第18条第32項の特定工程工事終了の通知に係る検査を含む。）

特定工程工事終了（予定）年月日又は検査引受年月日のいずれか遅い日から４日を経過する日とする。

（3） 完了検査業務（法第18条第23項の工事完了の通知に係る検査を含む。）

工事完了（予定）年月日又は検査引受年月日のいずれか遅い日から７日を経過する日とする。

（4） 仮使用認定業務　甲乙協議して定める仮使用認定の検査予定日から４日を経過する日とする。

２　甲は、建築物が構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定を求められる場合は、第１項第１号に定める期日の末日の３日前までに、これらの適合判定通知書又は写しを提出しなければならない。

３　乙は、建築物等の計画、申請書及び添付図書の内容その他の事由により、第１項第１号に定める当初期日にまでに当該業務を完了することが困難と見込まれる合理的な理由がある場合は、甲にその理由を説明の上、同号に定める日と異なる日を当該業務の当初期日として定めることができる。この場合において、乙は、当該業務の引受承諾書に当初期日を記載するものとする。

４　乙は、甲が第２条に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。

５　甲が乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は、業務期日を延期することができる。

６　前２項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲乙協議して定める。

（手数料の支払期日）

第５条　甲は、この契約の締結の後、直ちに手数料を乙に納入するものとする。

２　甲と乙は、別途協議により合意した場合には、前項と異なる支払期日を取り決めることができる。

３　甲が手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書（以下「確認済証等」という。）を交付しない（確認済証等の交付可能日が前項の支払期日よりも早い場合を除く。）。この場合において、乙が当該確認済証等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙は、その賠償の責めに任じないものとする。

（手数料の支払方法）

第６条　甲は、手数料を支払期日までに現金又は銀行振込みの方法で支払うものとする。

２　甲と乙は、協議により合意した場合には、他の業務と一括して支払うなどの方法をとることができる。

（審査中の計画変更）

第７条　甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、当該確認申請を

速やかに取り下げなければならない。甲は、取り下げた後、当該変更後の計画に係る確認申請を乙に提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。
2　前項に規定する申請の取下げがなされた場合は、次条第２項の契約解除があったものとする。

（甲の解除権）
第８条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
（１）　乙が正当な理由なく、業務を業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
（２）　乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
2　前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
3　第１項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
4　第１項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
5　第２項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを返還せず、また手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
6　第２項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）
第９条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
（１）　甲が正当な理由なく、手数料を支払期限までに支払わない場合
（２）　甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
2　前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを返還せず、また手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
3　第１項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）
第10条　乙は、甲が提出した関係図書に虚偽又は事実と異なる記載があった場合は、当該業務の結果に責任を負わない。

（計画等の特定行政庁への通知）
第11条　乙は、この契約を締結した後、建築場所を所管する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）から要請があった場合に、対象建築物等の計画の概要を特定行政庁へ通知する。
2　第１条第２項第２号後段又は同項第３号後段に該当して契約が終了した場合、乙は、特定行政庁へその旨を通知する。
3　前２項の通知によって甲に生じた損害については、乙は、その賠償の責めに任じないものとする。

（秘密保持）
第12条　乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（申請情報の取扱い）
第13条　前条にかかわらず、乙は、次に掲げる場合にこの契約で得た情報を使用することができる。
（１）　甲から対象建築物等に係る他の業務の申請を受けた場合
（２）　甲のプライバシーを侵害しない範囲で統計処理を行う場合

（電子申請）

第14条　甲の申請が電子申請の方法により行われた場合、乙は、当該業務の関係書類（引受承諾書等、補正又は追加説明を求める通知書、確認済証等その他の書面及び副本など一連の書類をいう。以下同じ。）の交付を電子情報処理組織により行うことができる。ただし、乙は、関係書類のうち確認済証等その他の書面の交付方法について、あらかじめ甲と協議して決めるものとする。

２　乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付してから10年とする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については行わない。

３　乙は、電子申請に係る電磁的記録が規程第20条に定める業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に到達した場合は速やかに、業務時間外に到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ規程第24条第３項に定める審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

４　乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第21条第２項に規定する事務所とする。

（リモート検査）

第15条　乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定において、リモート検査を行うことができる。

２　乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

（１）　検査体制（使用する機器、Web会議システム等）

（２）　書類検査の方法

（３）　検査補助者の安全対策

（４）　中断したときの対応

（５）　映像・音声の記録及び保存の取扱い

３　甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。

４　甲は、第２項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。

５　乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第21条第２号に定める事務所とする。

（約款の変更）

第16条　乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第548条の４（定型約款の変更）の規定に基づき、この約款を変更することができる。

２　前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改正日から適用されるものとする。

（別途協議）

第17条　この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則）　この約款は、一般財団法人の設立の登記の日（平成23年４月１日）から施行する。
（附則）　この約款は、平成27年６月１日から施行する。
（附則）　この約款は、平成30年４月１日から施行する。
（附則）　この約款は、令和２年７月１日から施行する。
（附則）　この約款は、令和４年７月１日から施行する。
（附則）　この約款は、令和７年４月１日から施行する。
（附則）　この約款は、令和７年10月１日から施行する。
（附則）　この約款は、令和８年12月１日から施行する。